

2007年5月15日
第170号

題字 住谷悦治



燎原社
(京都の民主運動史を語る会)

代表 岩井忠熊

事務局
京都市左京区高野東開町1-23
第三住宅33-302 井手幸喜
〒606-8107
tel & fax 075 (722) 3823

日本中に輝いた憲法行政 京都府における憲法普及活動

【連載】滝川事件以後 十五年戦争期京大学生運動の断章（二）
京都府学連再建の前夜 総会の案内／情報スクラップ／編集後記

8

久保孝夫 岩井忠熊

7 4

執筆者紹介

梶田富一（かじた・とみかず）
元京都府広報課課長補佐。西京区在住。

久保孝夫（くぱたかお）
元立命館大学二部学友会委員長。

岩井忠熊（いわい・ただくま）
本会代表。立命館大学名誉教授。右京区在住。

【新連載】

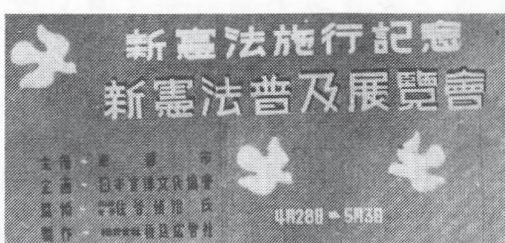
この一枚

憲法普及展覧会

1947



1947年5月3日、岡崎公会堂（現・京都会館別館）



写真は、憲法五団体が1977年に発行した『府民とともにあゆむ憲法30年』より。住谷氏は当時、京都新聞の論説部長をしていて京都市文化課の協力のもとに展覧会を開いたと述べている。

住谷悦治氏の監修により、京都
市主催で4月28日から5月3日ま
での8日間にわたって開かれた京
都で最初の「憲法普及展覧会」。訪
れた人々は、「主権は国民の手にあ
る」「戦争の放棄宣言」「個人の尊
重」など、新憲法の精神と内容を
伝える展示パネルに見入った。

60年前の憲法の日に
祖国再建の熱情に燃えて

日本中に輝いた憲法行政

京都府における憲法普及活動

梶田富一

4月19日、ひとまち交流館で開かれた民主運動史を語る会の例会で梶田富一氏（元京都府広報課課長補佐）は「嵯川府政下の憲法行政」について報告された。以下、当日、準備された要旨を紙面の都合で一部割愛して掲載します。

13年間に及んだ 憲法擁護運動の行政

1965（昭40）年1月、嵯川京都府知事は、年頭記者会見で「憲法擁護の府行政を推進する。5月3日の前後に、京都府として憲法をもりたてる行事をする。これに参加、賛同するすべての催しなどに援助する」と言明した。

1962（昭37）年の嵯川知事四選時のスローガンは「反自民、憲法擁護、地方自治擁護、府民の暮らしを守る」であったから当然の方針だった。マスコミは大々的に報じた。自民党政権が憲法調査会の最終答申を受け、いよいよ改憲を企てていたときであり、まったく時宜を得ていた。

このときから1978（昭53）年4月16日、京都府府旧本館の真正面に掲げられた「憲法を暮らしの中に生かそう」の垂れ幕が林田府政によって引き下げられた日まで13年間にわたって京都府のすべての行政を通じ憲法擁護の運動が行われた。

京都府の憲法運動は、行政の一つとして行われた。その内容の第一は、各

種の府行政の内容および行政推進の過程において憲法の精神を徹底させること、第2は、憲法を府民に普及する、第3は、府民みんなが憲法を日常生活の中に生かすよう啓発していく、の3点ではなかつたかと考へる。

このことは、憲法のなしくずし改悪と対決する性質のもので、當時、ほうふつと盛り上がつてきていた憲法改悪阻止の民主戦線を激励したといえる。

1966（昭41）年度の府内通達では、府憲法行事のねらいとして「府民のひとりひとりにまで憲法の精神を普及する。とくに、権利意識に目覚め、政治への関心を高めることを強調し、

嵯川知事が大奮闘

嵯川知事は部課長公所長会議や職員研修などできることあるごとに職員に訴えた。「われわれの暮らしを守り育てて、これをいい暮らしにしなければならない。それを保障しているのが日本国憲法である。だから国民ひとりひとりがよく憲法を理解し、これを守らねばならぬ。憲法を論議することは自由である。しかし守らねばならぬ日本国憲法が厳としてあることを知らねばならぬ。このごろ憲法を論議して、憲法を守ることを無視している者のあることは遺憾というより情けないことである」と。

1965（昭40）年2月定例府議会で、自民党のある議員は「憲法の改正

博立命館総長、住谷悦治同志社大総長、田畠忍同志社大教授、恒藤恭元大阪市立大学長、大西良慶清水寺貫主、シンリオライター依田義賢の6氏の呼び掛けで結成された憲法改悪阻止・京都各界連絡会議の支持委員第1号に嵯川知事はなつた。



に反対するか賛成するかはその個人の考え方であり、自治体として護憲運動をするのはおかしい。憲法の改正に反対するな」という旨の質問があった。嵯川知事は毅然として答弁した。「憲法99条により現にある憲法を守らねばならない。京都府は立法府ではないので改定しようということに意見を付けているのではない。……憲法を擁護し、憲法運動の趣旨を次のよう述べているのである」と。嵯川知事は、憲法訓辞から「ことしのひとつ目の目標は、われわれは日本国憲法を腹の底までしみこませるということを念願としています。もちろん、憲法のひとつひとつを府民に読ませるとかなんとかいうことではなく、われわれみんなが仕事をすることによって、これこそほんとうに憲法の精神だということが府民の腹の底にまでしみ込むことが大事だと思います」

1965（昭40）年1月31日、末川

嵯川知事が憲法運動の展開を表明し

た当時、府内には「行政として護憲運動をするのはおかしい」という意見をもち、知事方針を具体化できないでいる職員があった。

最初の課題は、職員向けの府内広報であった。担当の広報課では早速、立命館大学法学部山下健次助教授をお招きして研修会を行い、その意義を学習した。山下先生のお話は広報紙（府政）より資料版に載せて府内に配布した。その後も府内広報を重視した。府職員研修所の研修科目に「憲法」がもうけられた。

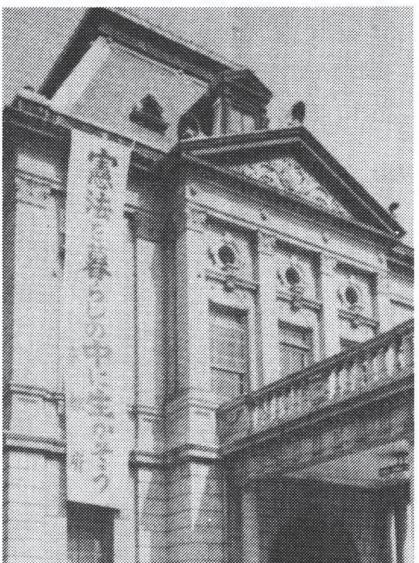
鶴川知事は、広報課に職員がハンカチ代わりに携帯できる「ポケット憲法」の作成を指示した。さつそく作成にとりかかつたが、六法全書をよくみると各条文の見出しが、有斐閣と岩波書店では異なっており、末川博先生のご了解を得て岩波書店のものとした。憲法の全条文に教育基本法、児童憲章を加えて知事の話を添えた。出来上がりは濃紺の表紙に「憲法」の文字を白抜きしたシンプルなものである。

さつそく全職員に配布した。当初は職員向けの府内広報用としていた。それを5月2日の第1回憲法府民のつどいや18日に行われた府教委主催の憲法記念講演会の参加者に参考資料として配付した。この後、一般からの希望が殺到、府関係の各種集会や憲法行事に配布してきた。青年、学生の学習会用にも活用された。1978（昭53）年まで延べ50万部を発行している。

ポケット憲法は、大きな反響を呼び、京都憲法改悪阻止各界連絡会議結成のすぐあとにできた京都憲法を守る婦人の会が深紅の表紙のポケット憲法を作ったのをはじめ、八幡町などの自治体や他府県でも作成された。

1968（昭43）年、

故宮内裕京大教授のご家族から京都府に「府の憲法行事など憲法を守る活動に役立ててほしい」と香典の一部が寄付され、翌年5月、ポケット憲法宮内先生追悼版を作成し配布した。これには末川前立命館総長、鶴川知事の追悼文のほか、宮内教授のお話も簡潔におさめ、大きな反響があった。



1965（昭40）年1月、鶴川知事が打ち出した京都府の憲法行政は、広範な府民の参加のもとにすすめられたのが特徴である。1952（昭27）年以来、各大学教授を広範に結集してい

た「憲法擁護教授懇談会」（事務局立命館大学池田誠教授、「憲法研究所」代表同志社大学田畠忍教授）があり、いち早く協力関係をいただいた。

1965（昭40）年3月に結成された「憲法改悪阻止各界連絡会議」（事務局宮内裕京都大学教授）、その後にできた「憲法を守る婦人の会」（代

つた。近畿放送、京都新聞と共に催行された。広報課では不特定多数の多くの府市民の参加を期待して大成功だった。

その年以後、「憲法記念日府民の集い」は毎年行い、1967（昭42）年からは11月3日の憲法公布記念日にも実施してきた。

1967（昭42）年度は憲法施行20周年記念日で京都府企画スライド構成

詩「この樹は枯らさず」（駒敏郎作、毛利菊江さん出演）を上演し大好評だった。このスライドと録音テープは、貸し出し希望が殺到し小集会などで使われた。

この府民のつどいには、憲法会議、護憲連合、憲法を守る婦人の会がメッセージを寄せ、それ以後、京都府憲法行事に積極的に参加をした。1969（昭44）年3月、京都護憲連合、京都憲法会議、京都・府市民団体協議会、京都総評、憲法を守る婦人の会、京都府、京都市による「憲法普及懇談会」がもたらされた。この時「憲法五団体」が発足した。そして秋の憲法府民のつどいは憲法五団体が主催し京都府・京都市民が協賛する形となつた。

鶴川知事は、春と秋の年2回の憲法記念行事を中心に行なうとして憲法普及活動が行われるようになつて、円の中心が2つある楕円形にたとえて、楕円形の運動をすすめると言った。19

77（昭52）年11月、第24回「憲法府民のつどい」まで、楕円形の運動はす

憲法府民のつどいと 憲法五団体の誕生

1965（昭40）年の第1回憲法記念府民のつどいは、5月2日、前夜祭として末川立命館大学総長と鶴川知事のパネル討議と演芸（漫才など）を行なった。

会場の京都新聞ホールは超満員だ

すめられた。憲法五団体は、林田自民党府政に変わつてからも憲法運動を継続している。

憲法記念府民のつどいは、毎年、工夫を凝らして企画されてきたが、庄巻だつたのは1971（昭46）年の第12回だつた。美濃部東京都知事、黒田大阪府知事、鶴川京都府知事の3知事そろい踏みである。京都会館は4千人の参加者で超満員になつた。

「憲法府民のつどい」には、毎回、各界の著名人を招いた。

たとえば、桂米朝（70・5）、松本清張（71・11）、青島幸男・市川房枝（72・5）、屋良朝苗（73・5）、笑福亭松鶴（75・5）らの方々だつた。

松本清張さんは「日本人は喉元過ぎれば熱さ忘れるきらいがある。あの戦禍で二度と戦争はしないと誓つて平和憲法ができるのを忘れてはならない」と語られたのが印象的だつた。

「憲法記念府民のつどい」のステージにはいつも憲法前文を書いた特製の大きな屏風を飾つていた。

憲法普及活動の概要と特徴

府主催・共催・後援の諸行事は、できるだけマスコミと提携した。民主団体の行う行事とそがわぬように配慮し、民主団体の団結に役立つよう連絡しあつた。地方行事は各地域の労組、民主団体と相談し、協力して実施し、できるだけ青年・婦人層を対象に取り組んできた。

京都府の憲法普及活動は、各地域で小集会などを奨励し、地域ごとに講演会などを行つたのも特徴である。商工会総会に講演したり、傷痍軍人会、郡農協の講演会などあらゆる形で実施している。

ちなみに、1965（昭40）年3月～6月末には、延べ80回、約2万人が参加している。1966（昭46）年3月～6月末は、約30回、5千人が参加している。

これらの行事には、知事をはじめ、部課長・公所長が出席してあいつつし、憲法擁護の意義、地方自治確立を訴えた。保健所長も農業改良普及所長もみんな憲法行事のオルガナイザーの役割を果たした。

1965（昭40）年5月、京都労映（代表堀昭三氏）が制作した「日本の憲法」（16ミリ・約28分）のフィルムを購入し一般には無料貸出をした。

（このフィルムは、このほどDVDに

され、改めて注目されている。かもがわ出版で取り扱つている）

京都府の全行政分野を通じて行われた憲法普及行政は、これまでの府行政の姿勢を一段と強めた。

たとえば、1963（昭38）年、京都新聞社が防衛庁と共に実施した「防衛博覧会」に京都府は後援名義の使用許可をし、自衛隊に明確な姿勢が取れない弱点が見られたが、1965（昭40）年度末から自衛隊が自治体に押しつけてきた「自衛隊適格者名簿」

の作成に京都府は協力しない態度を明らかにした。また、1967（昭42）年2月には、防衛庁広報映画「科学の驚異」別名新安保体制」は松竹映画系の映画館で上映される予定だつたが、府教委では、教育上好ましくないと、上映中止を申し入れ上映が阻止された。

マスメディアは、京都府の憲法行事を好意的に扱つた。鶴川知事の大胆、率直な考えが受け入れられた。

「憲法を暮らしの中に生かそう」京都府が印刷物で憲法普及をする場合、いかに一般府市民に呼び掛けるのか、キヤッチフレーズに苦慮した。

京都府の憲法行政は憲法99条に基づいている。自治体として憲法の条項を行政のうえで実現していくことが本来の在り方という点を踏まえていく必要があつた。

1965（昭40）年、最初のポスターのスローガンは「憲法を生かそう」と書かれていた。これで自民党などからの、税金を使って護憲運動をしているという悪質な宣伝は通用しなかつた。

1969（昭44）年10月末のことである。稻田達夫さんはつづけて「最初は7メートル、横1メートル」を掲げた。さつそく府庁正面玄関に大懸垂幕（縦11月いっぱい取り外すつもりであった。ところが府下の市町村でも掲げだすところが現れ、全国の民主的な自治体にも拡がつていつたために下ろしにくくなつてしまつた」と言つてゐる。その後、京都府のあらゆる印刷物にもこの標語が入れられた。

1971（昭46）年5月、京都府の全公所にも「憲法を暮らしの中に生かそう・京都府」の懸垂幕が掲げられた。祇園石段下南側の民家には長い間この「憲法を暮らしの中に生かそう」の大看板が掲げられていた。また、町の貼られ、憲法擁護の運動が津々浦々に広がつた。

の歩み

「鶴川知事の考えをスローガンにまとめて、垂れ幕にしようということになつた。しかし、護憲と改憲阻止といふ運動体に共通するスローガンを求めてなると当時は至難の話であつた。行政は運動体と異なり、暮らしから出発するという立場から、「憲法」と「暮らし」は鶴川知事のことばを借用した。その下に「生かそう」との護憲連合、憲法会議を超えた表現とし、「暮らし」に憲法を身近に生かすように「の中に」ということばを加えた」「憲法を暮らしの中に生かそう」―さつそく府庁正面玄関に大懸垂幕（縦7メートル、横1メートル）を掲げた。1969（昭44）年10月末のことである。稻田達夫さんはつづけて「最初は11月いっぱい取り外すつもりであった。ところが府下の市町村でも掲げだすところが現れ、全国の民主的な自治体にも拡がつていつたために下ろしにくくなつてしまつた」と言つてゐる。その後、京都府のあらゆる印刷物にもこの標語が入れられた。

滝川事件以後 十五年戦争期京大学生運動の断章

(二)

岩井忠熊

一般学生と左翼系学生の連合戦線・高代会議

滝

川事件は、戦前期の学生運動のピークとなつた事件である。

それは京大におこつた事件だつたが、その意義は京大にとどまるものでなかつた。たとえば事件は東大に波及し、そこでの学生運動も未曾有の高揚となつてゐる。

二年後に美濃部達吉が天皇機関説問題で右翼からの攻撃を受けて一切の公職を辞する事態となつたが、もた動きは記録されていないのである（滝川事件東大編集委員会『私たちの滝川事件』新潮社一九八五）。勿論その時に美濃部はすでに東大を定年退職後となつていたが、その影響は東大法学部の現職教授だつた宮沢俊義の憲法講義停止等となつていたのである。

このような学生運動の動向は、ただちに当時の社会運動の情勢と関連させて考えられる。治安維持法違反による検挙者の全国統計は滝川事件のおこつた一九三三年に一四六二二

人となり、前後最高の数となつていった。その数字は他面からいえば社会運動の高揚と同時に弾圧の激しさを示すものである。非合法の『赤旗』はこの頃に活字印刷で月六日刊行されており、小林多喜二虐殺への抗議、反戦行動、上海反戦会議の支持、天皇制テロへの闘争のよびかけ、やがて佐野・鍋山の転向に対する反対等がくり返されていた。

しかしその間に滝川事件を取りあつかつた記事は「滝川教授の追出しに反対して政治的無権利の強化と闘へ」大町勇吉（六月一日号）、「大学の自由をかへせ、と東大二千の学生デモに立つ」（六月二六日号）、「政治的無権利と闘ふ東大共青細胞の同志諸君へ」日本共産党北部地区第×群指導部（七月一日号）だけである。

この記事のすくなさとあつかい方に比べて見れば理由の一端は判明するのである。

京

都では一九三一年に八・二六事件（実際には翌三二年の四月に及んだ）といわれる大弾圧で四五人が検挙され、その内で京大生が九五人をしめていた。さらに三二年九・三事件で四〇〇余人が検挙され、その内の六六名が京大学生だった。こうたてつけの弾圧があると京都の共産党・共青・全協の組織はほとんど壊滅状態にあつたのが一九三三年の春である。

ただそれらの事件の前に別の映画撮影所ストライキ等で検挙された人たちがボツボツと解放され、五一月ごろに京都市委員会が再建されたとされるが、まだ京大での組織的活動にはいたつていなかつたらしく。恐らく滝川事件についてのニュースも新聞記事等で知るだけだつたであろう。京都からの的確な通信を得られないままの赤旗記事となつた者がいたはずだが、京都の組織が

前述のような状態であれば、それらの活動家がすぐに結集されるという具合にならなかつた。辛うじて東京の一高からやつてきたばかりの前記した高木養根が掌握されていた京大でただ一人の共青だつた。京都の組織はその高木を全協のオルグに使つていただから、学内組織はゼロといつていい。それに四月に入学したばかりの高木には、学内にまだ活動の手がかりとなる人脈もないというのが、滝川事件のはじまつた五月の事情だつたようである。

とにかく法学部の第一回学生大会が開かれたのが五月一八日で、法学部教授会支持と文部大臣への抗議を決議し、同時に京大の全学生に対し出席高校別に代表をえらび、高代会議をつくるように訴えた。経済学部の反応が一番はやく、やがて文学部や他の学部にもぞくぞくと高代会議が成立して学生大会が開かれ、二日には甲子園ホテルに滞在している鳩山文相に対し七人の学生代表が抗議文を手交している。

大 学は毎年卒業生が出て、新入生が入つてくる。新入生には各地の高校で共青等の活動に参加したものおこつた一九三三年に一四六二二

二 二日夜になつて共青の名前で「ソ同盟を守れ」「満州侵略反対」のビラがまかれ、俄然緊張した

という。全学部学生代表者会議は「左右両翼の運動を排撃し、以て純真なる学生運動の立場を確保する。」という声明を発した。しかしそれは共

得られないままの赤旗記事となつた者があつたが、京都の組織が

「ソ同盟を守れ」「満州侵略反対」のビラがまかれ、俄然緊張した

青のいささか極左的に見えた行動に警報を発しただけで、実態的には「左右両翼を問わない中立」という態度を維持したという（二六会編『滝川事件以後の京大の学生運動 第一集 ファシズムと人民戦争の時代の記録』 西田書店 一九八八。以下同書を『記録』と略称する）。

なお後述するように京大のこの事件と学生の運動はすぐに東大の学生運動に飛び火したが、その際に朱光会等の著名な右派学生グループさえ、滝川教授の追放には反対の立場を表明したと伝えられている（前記『私たちの滝川事件』）。

【京】 大全学部学生代表者会議議長は渡辺貞之助という高知高校出身の名物男だった。だが学生大会議事進行では渡辺は井上利行（七高・法3）、中村俊晴（六高・法3）らと交代で議長をつとめ、また高知高校同窓の代表者である前記の長尾孫夫と意志を統一した。長尾は高校時に左翼運動で停学処分を受け、卒業が一年おくれた人物だ。同窓の渡辺はそれを承知の上で高代会議の設置をうながしていたのである。

前記の『記録』に収録された記念写真にうつる渡辺は、長大な鬚羽ひげをなびかせた大丈夫の風采であり、一見したところ右翼の壯士とまちがわれそうな人体をしている。常に特高警察にねらわれる左翼系の人間は

【当】 時の京大は、文・理・工・農学部等は学科専攻別に組織され、立地をすこしことにする医学部を除くと、学生数が計二四〇〇をこえ、大講義が多かった法経学部では学生の横つながりが弱くなり、そのわりにかつて寮で同じ釜の飯を食べてきた仲間の出身高校別の交際密度が濃かつた。その各高校同窓から選出された高代会議（高校代表者

の立錐の余地なく」と形容されるほどであつたのなら、在籍学生の圧倒的多数が集まつたことは想像がつく。その大会は満場一致で滝川教授の復職と政府への抗議を決議したものである。

【こ】 のような情勢の急展開を背景として、五月中に京大の共青は高木を中心として鈴木光次（一高・文一）真壁貞男（四高・法二）をふくむ一四人で再建された。他の氏名が判然しないが、その一人は多分山田幸次（元三高・検定・文一）だろうと推測できる。それまでに共青の活動をしたことのある新入生を取りあえず結集して京大細胞としたらしい。ところがまだほとんど活動しないうちに六月二〇日の共産党・共青京都市委員会に対する弾圧が加えられ、京大生一五名も検挙された。京都全体の検挙者は八四人にのぼり、同志社大学教授長谷部文雄ら一六人

があのようない風体で目立つことをさけねばならなかつたはずである。しかしながら事実は渡辺やそれと類似の思想的傾向をもつ一般普通の学生と左翼的學生との連合戦線が成立していたのである。滝川教授の休職処分、法学部教授会の辞表提出は五月二六日であり、憤激の中で開かれた最初の全京大学生大会は本部階上大ホールに集まり「学生五千余」「立錐の余地なく」（京大全学部学生代表者会議編『京大問題の真相』 政敬書院 一九三三年六月）といわれる。実はこの年の京大全学生数は四、九三三（『京都大学百年史』 資料篇三）というから五〇〇〇は概数であろう。筆者も入学式等で入つたことのある大ホールが「立錐の余地なく」と形容されたのである。

法学部では五月二六日の滝川教授休職処分発令と法学部教授の辞表提出以来、事实上は講義がおこなわれず、やがて教授団から脱落した教授たちが残留して講義を再開しようとしたが、学生の聽講辞退にあって、夏期休暇のくり上げ措置をとるにいたつた。

法学部では五月二六日の滝川教授休職処分発令と法学部教授の辞表提出以来、事实上は講義がおこなわれず、やがて教授団から脱落した教授たちが残留して講義を再開しようとしたが、学生の聽講辞退にあって、夏期休暇のくり上げ措置をとるにいたつた。

法学部では五月二六日の滝川教授休職処分発令と法学部教授の辞表提出以来、事实上は講義がおこなわれず、やがて教授団から脱落した教授たちが残留して講義を再開しようとしたが、学生の聽講辞退にあって、夏期休暇のくり上げ措置をとるにいたつた。

【滝】 川事件以後の京大学生運動は、厳密にいえばこのような転換の中から生じたといつてよい。ただ後になつて反ファシズムの人民戦線が論議されるようになつた時、関係者たちは、滝川事件での高代会議を中心とした運動こそ、左派学生と一般学生が腕を組んだ人民戦線に自覺したという。その経験は引きづく学生運動に継承されていったようである。

会議）は、学部学生の意志を統一する上で絶大な力を發揮した。

経済学部は一九一九年に法学部から分離・独立してきた歴史がある。経済学部の高代会議は、経済学部教授会に対して法学部教授会にならない学生に対する抗議を要求し、教授会が応じないのを見て、全講義聽講辞退の方針を表明した。

法学部では五月二六日の滝川教授休職処分発令と法学部教授の辞表提出以来、事实上は講義がおこなわれず、やがて教授団から脱落した教授たちが残留して講義を再開しようとしたが、学生の聽講辞退にあって、夏期休暇のくり上げ措置をとるにいたつた。

法学部では五月二六日の滝川教授休職処分発令と法学部教授の辞表提出以来、事实上は講義がおこなわれず、やがて教授団から脱落した教授たちが残留して講義を再開しようとしたが、学生の聽講辞退にあって、夏期休暇のくり上げ措置をとるにいたつた。

このような警察の弾圧と歩調を合わせるように、小西重直にかわって七月に京大新総長となつた松井元興は、各学部の高代会議本部に解散命令を出し、また学生が授業以外の目的で教室を使用することを禁止した。八月には川端署が各学部高代会議を捜索し、九月には新聞部長である文部省へ抗議することを要求し、教授会が応じないのを見て、全講義聽講辞退の方針を表明した。



京都府学連再建の前夜

会場をめぐる細野武男
学生部長とのやりとり

久保孝夫

一九六五年の年末、色々な思い出が残っている。当時は立命館大学二部の四回生、あと数ヶ月で大学を卒業する時期だった。前年末に再建

された全学連の中央執行委員の退任前で府学連再建にも関わっていた。同窓からは、「頑張って卒業すべき」「学生運動前進のためにも卒業を」と励ましを受けていた。卒論は二月二十日が提出期限であった。準備に入った矢先の十二月五日頃、私の後を受け二部学友会の責任を担っていた、二年下の古川秀樹君（その後府学連書記長・民青府学対部長、京都医労連・総評役員）から、「府学連再建大会の会場を立命館大学が貸せない」という話をしているが、どちらがあかない、交渉に参加してほしい」の緊急要請。府学連が再建できるかどうかの瀬戸際、火急の事態だった。

立命館大学側の代表は、学生部長の細野武男さん（後の総

京都府学連再建大会（1965年12月12日、京都新聞ホール）」「京都の学生運動と社会進歩を語る——京都府学連再建40周年を記念して」（京都の学生運動と社会進歩を語るつどい世話人会編・発行）より

堀氏が記録映画「日本の憲法」を語る
好評だった例会

で上映された記録映画「日本の憲法」についてお聞きしました。

しかし、「万」反対派が暴力的に府学連再建を妨害する事態になれば、再建も失敗。全国の学生戦線統論争の展開になった。

（一九六四年、立命二部学友会委員長・再建全学連中執、立命大二部文理学部）京都の学生運動と社会進歩を語る』より再録

長）。その言い分は「学生運動には色々な意見の違いがある。一部と二部の自治会でも意見が違っている。そのときに府学連再建（派）を利用するとなる再建大会の会場を立命大にすることはできない。混乱が起き、自治を守れない心配がある。大學の自治を守るために再建大会の会場に立命はなれない」というもの。

対し我われの主張は「大学の自治には学生の自治が重要な構成要素。自治活動を保障してこそ自治は守れる。大学の自治を守る立場からも絶対容認できない」という大学の自治論争の展開になった。

（一九六四年、立命二部学友会委員長・再建全学連中執、立命大二部文理学部）京都の学生運動と社会進歩を語る』より再録

「会場を大学側で探すことで考えられないか」と提案があり、我われは「数百名規模の会場、会場費用は再建準備会には無い」条件を逆提示し、大学側は「会場は京都新聞ホール、費用は再建府学連に貸す」というものであった。たしか、その費用は七万円であったと思う。再建大会は京都新聞ホールで大規模に開かれ、成功した。再建府学連書記局は立命館大学二部学友会気付（わだつみ像がある研心館地下）となり、以来統一戦線の一翼を担う京都の青年学生運動に大きく寄与することになった。誇つてよい歴史ではある。

DVDでこの映画を鑑賞したあと、改憲阻止のバッジを売って資金集めをした苦労話や、脚本完成からわずか40日で完成させた模様などを語りました。参加者は会員外を含め二十数人で好評でした。

情報スクランプ



の学生の行動にスポットをあてつつその背景を詳しく論じている。

また川合一良・葉子夫妻からの聞き取り記録「同学会原爆展・女子学生懇親会等について」も26ページにわたって載っていて興味深い。

さらには戦時下での厳しい環境を生き抜く姿が生き生きと描かれている。

3月15日に開かれた完成披露試写

会（同志社寒梅館）では上田勝美・竜谷大名誉教授が鈴木安蔵氏の思い出を話した。

京都市内上映は6月3・4日（同志社寒梅館）、9日（教育文化センター）。

映画「日本の青空」と鈴木安蔵

憲法施行60周年に制作された映画「日本の青空」が各地で上映されて

いる。これは戦後間もない頃、日本人による憲法を作ろうと結成された

「京都大学大学文書館研究紀要」5号
京都大学大学文書館の「紀要」5号（1月31日発行）に河西秀哉氏（同文書館助手）が「敗戦後における学生運動と京大天皇事件」「自治」と題する論文を掲載、51年11月12日

き上げた鈴木安蔵を描いている。鈴木は二高から河上肇のいる京大に進み、1925年12月京都学連事件で治安維持法による第一号逮捕者となつた人物。当時の活動や弾圧の模様、

布施辰治の半生、前進座が芝居に
三月の前進座劇場は「生くべくんば死すべくんば——弁護士・布施辰治」だった。森正名古屋市立大学名誉教授の原案により、戦闘的人権弁護士の波乱の人生を描いた新作。三男でのち京大で活動、検挙され獄死した杜生（もりお）も登場する。こ

の芝居はいまのところ地方巡演はないとのこと。
京都解放運動戦士の碑に63氏合祀
5月13日行われた第52回解放運動戦士の碑合祀追悼祭で、小野喜三郎、川越俊夫、小山真一、原田久美子、三宅勝、湯浅晃氏ら63氏が合祀された。これにより同碑の合祀者は2278人になった。



京都の民主運動史を語る会 総会のお知らせ

とき 6月16日（土）

午後1時30分

ところ

かもがわサロン

☎ 075 (432) 3558

【小講演】
「戦後京都の憲法運動の経験から」

講師 市木 修 氏
(京都憲法会議幹事・元野洲市社会教育委員会委員長)

*小講演のあとに総会をおこないます。多数のご来会をお待ちしています。

育委員会委員長)

今号から編集のお手伝いをしていきます。昨年入会したばかりで、まだバックナンバーのすべてに目を通したわけではないのですが、数年前に入手した最初の頃の合本は貴重な史料で、大いに刺激されました。

同姓の湯浅貞夫さんが「燎原」に長く連載された「目で見る京都の民主運動史」を編集し出版したのはもう十五年以上も前。湯浅さんが亡くなつた後も会報を出し続けてこれら皆さんのご苦労を察します。

少し紙面を変えてみました。ご意見をお聞かせください。そして原稿もどしどしお寄せください。

（湯浅俊彦）

